

募集要項(資格審査)に対する意見・質問

| 固定No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | 内容 | 回答 |
|------|------|---|----|---|-----|--|---|
| 1 | 募集要項 | 1 | 第2 | 1 | (1) | 総合医療情報システムの開発、整備業務については、市側にて既に富士通(株)が選定されているが、事業契約締結時には彼らの位置付けは構成員となるのか、それとも協力企業になるのか。また同社は出資を行うのか、行わないのか。出資する場合、どれくらいの金額になるのか。 | 富士通(株)の位置付けについては、協議中であり、二次募集要項公表時に明らかにする予定です。 |
| 2 | 募集要項 | 1 | 第2 | 1 | (1) | ある応募者の構成員となった会社は、入札期間中に他の応募者の協力企業になれるのか？ | 構成員となった会社は、入札期間中に他の応募者の協力企業になることはできません。 |
| 3 | 募集要項 | 1 | 第2 | 1 | (1) | 応募者は、提案審査書類の提出期限14日前までに、全ての各特定事業(例えば利便施設運営管理業務の「理容・美容室運営業務」やその他業務の「自動販売機運営業務」、「ATM運営業務」)に関し、構成員又は協力企業を明らかにする必要があるのか？ またその場合、全ての協力企業が「資格審査書類の作成要綱」で規定される必要書類を提出しなければならないのか？ | 構成員、協力企業については明示する必要があります。また、協力企業として業務を行う場合には、資格審査書類の作成要項に規定される必要書類は全て提出して下さい。 |
| 4 | 募集要項 | 1 | 第2 | 1 | (3) | 構成員及び協力企業の制限について、「本募集要項の公表の日から、本事業の審査結果の公表の日までの間において、市の指名留保又は指名停止措置を受けている者」とあるが、これは指名停止措置がその期間中継続されなければ、例えば2003年1月～2003年2月までの1ヶ月間指名停止措置になった会社は、構成員/協力企業になれるのか？ | 期間中、指名留保又は指名停止を受けた場合は、構成員・協力企業にはなりません。 |
| 5 | 募集要項 | 1 | 第2 | 1 | (1) | 応募グループとは同一系列業務(例えば病院運営業務等)で組む必要があるのですか。又逆に色々な業務が集まったグループでも良いのですか。 | 本PFI事業では、業務分担表に記載したすべての業務について、特別目的会社(SPC)に一括して委ねるものです。従って、応募グループは業務分担表に記載の業務を行うことのできる能力を兼ね備えた企業が集まったグループであることが求められます。 |
| 6 | 募集要項 | 1 | 第2 | 1 | (2) | 「一次審査(資格審査)の段階では、構成員及び協力企業の一部が明示されなくてもよいこととする」とありますが、これは医療事務、検体検査、建設・設備維持管理を行う会社について、1月7日の時点では全て確定させていなくても良い、ということでしょうか。 | 記述していただいた解釈で結構です。 |

募集要項(資格審査)に対する意見・質問

| 固定No | 資料名 | 頁 | 項目 | | 内容 | 回答 | |
|------|------|---|----|---|-----|---|--|
| 7 | 募集要項 | 1 | 第2 | 1 | (2) | 「応募グループの構成員には、医療事務業務、検体検査業務、建設・設備維持管理業務をそれぞれ適切に実施できる技術、知識、能力、実績、信用などを備えたものが含まれていること。」とありますが、これは、構成員として、上記3業務を実施する企業を全て含めなければならないとの事なのでしょうか。 | 記述していただいた解釈で結構です。 |
| 8 | 募集要項 | 1 | 第2 | 1 | (2) | 「～応募グループの構成員には、医療事務業務、検体検査業務、建設・設備維持管理業務を～信用等を備えた者が含まれていること。～」と、ありますが3業務実施企業については協力企業としての参加は不可能なのでしょうか。ご教示願います。 | 医療事務業務、検体検査業務、建設・設備維持管理業務については、本事業の中心的な主要となる業務として考えていることから、当該業務の実施企業については、構成員として参加して頂きたく考えております。 |
| 9 | 募集要項 | 1 | 第2 | 1 | (2) | 「～なお、一次審査(資格審査)の段階では、構成員及び協力企業の一部が明示されなくてもよい～」とありますが、この一部とはどのように解釈してよいのでしょうか。医療事務業務、検体検査業務、建設・設備維持管理業務の3業務についても明示されなくてもよいのでしょうか。ご教示願います。 | 一次審査(資格審査)の段階では医療事務業務、検体検査業務、建設・設備維持管理業務を含む構成員及び協力企業の全てを明示されなくともよいこととしております。ただし、二次募集では全てを明示して頂くことを前提としております。なお、一次審査で明示した企業以外に新たに構成員、協力企業を追加する場合には、追加企業について提案書提出日の14日前までに資格審査を受けることを条件とします。 |
| 10 | 募集要項 | 2 | 第2 | 2 | | 【募集要項(提案審査)の配布について】 募集要項(提案審査)の配布については、いつ、どこで、どのような方法で配布されるのかご教示ください。 | 資格審査の合格者に対して通知し、代表企業に対して配布します。併せてホームページで公表します。 |